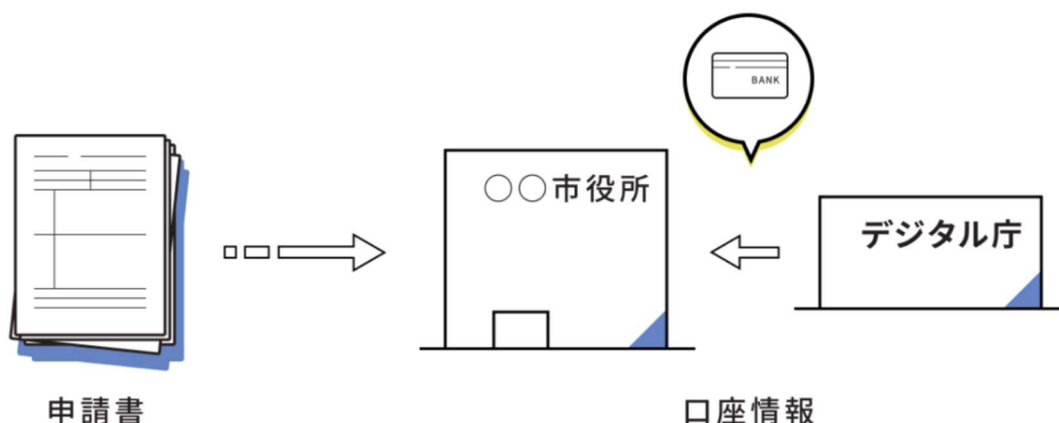


公金受取口座運用開始について

山口県後期高齢者医療広域連合は、令和6年9月から公金受取口座の運用を開始しました。預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録しておくことにより、給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になります。



預貯金口座の情報をあらかじめ登録しておけば、口座情報の提出・確認の手間が省けます

山口県後期高齢者医療広域連合が公金受取口座で取り扱う給付金は次のとおりです。

- ・高額療養費
- ・高額介護合算療養費
- ・外来年間合算療養費
- ・療養費
- ・療養費差額支給

マイナンバーカードを所持されていない方、マイナンバーカードに公金受取口座に登録されていない方は、従来どおり口座情報の記載と通帳確認が必要となります。

公金受取口座の登録方法について

登録には、スマートフォンまたはパソコンが必要になります。スマートフォンやパソコン操作に不慣れな方など、ご自身で登録を行うことが困難な場合は、自治体窓口で登録手続きの支援をしていただける場合がありますので、担当課にお問い合わせをお願いします。